

◎津波防災地域づくりに関する法律の

施行に伴う関係法律の整備等に関する

る法律（平成二十三年二月一四日法律第一二四号）

一、提案理由（平成二十三年一月二五日・衆議院国土交通委員会）

○前田国務大臣　ただいま議題となりました津波防災地域づくりに関する法律案及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

.....（略）.....

次に、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、水防法、土地収用法、都市計画法その他の関係法律について必要な規定の整備を行うものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、水防法の目的等の規定において、「津波」を明確化

することとしております。

第二に、水防計画について、津波発生時の水防活動など、危険を伴う活動に従事する者の安全の確保に配慮することとしております。

第三に、洪水、津波または高潮による著しく激甚な災害が発生した場合に、国土交通大臣が浸入した水の排除等の水防活動を緊急に行うことができることとしております。

第四に、津波防護施設に関する事業を、土地を収用し、または使用することができる事業とすることとしております。

そのほか、関係法律につきまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、津波防災地域づくりに関する法律案及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を提案する理由であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告（平成二十三年二月一日）

○伴野豊君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

………(略)………

次に、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

本法案は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、水防法の目的等の規定に、「津波」を明記するなど、関係法律の規定の整備等を行うものとしてまいります。

両案は、去る十一月二十四日本委員会に付託され、翌二十五日前田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十九日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年一月二十九日)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 本法の施行に当たっては、本年六月二十四日に施行された、津波対策に関する基本法ともいふべき「津波対策の推進に関する法律」に定められた施策が推進されるよう十分配慮すること。

二 東日本大震災の被災地の復興及び東海・東南海・南海地震

など津波による大規模な被害の発生が懸念される地域における津波防災地域づくりを促進するため、本法に基づく政省令、基本指針等を早急に制定するとともに、関係者及び国民に対して本法に基づく制度を周知徹底すること。

三 本法に基づき、地域毎の特性を踏まえたハード・ソフトの施策を組み合わせ、津波防災地域づくりを推進する中で、海岸堤防の整備も着実に推進すること。

四 津波浸水想定の設定に当たっては、国が責任を持つて、都道府県に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援措置を積極的に講じること。

五 津波災害特別警戒区域の指定に当たっては、地域住民の意向を十分に踏まえるとともに、地域の現況や将来像を十分に勘案すること。

六 津波避難建築物の容積率規制の緩和を行った際には、要件とされている用途に利用されていることを随時確認するとともに、法律違反があれば、立入検査等を含めて適切に対応するよう、特定行政庁に対し、明確な運用基準を示すこと。

七 津波による人的災害を防止・軽減するため、避難施設・避難路等の確保を積極的に支援するとともに、夜間における情報伝達体制や避難経路の確保に十分配慮すること。

三、参議院国土交通委員長報告(平成三十一年二月七日)

○岡田直樹君 たいだいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

.....(略).....

次に、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、国土交通大臣が洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、浸入した水の排除等を行うことができることとする等関係法律の規定の整備等を行うこととするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、津波防災対策における国の役割及び自治体への支援の在り方、ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災対策の必要性、両法律案に基づく諸施策の実効性の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

○附帯決議(平成三十一年二月六日)

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 両法の施行に当たっては、本年六月二十四日に施行された、津波対策に関する基本法ともいふべき「津波対策の推進に関する法律」に定められた施策が推進されるよう十分配慮すること。

二 東日本大震災の被災地の復興及び東海・東南海・南海地震など津波による大規模な被害の発生が懸念される地域における津波防災地域づくりを促進するため、本法に基づく政省令、基本指針等を早急に制定するとともに、関係者及び国民に対して本法に基づく制度を周知徹底すること。

三 本法に基づき、地域ごとの特性を踏まえたハード・ソフトの施策を組み合わせた津波防災地域づくりを推進する中で、海岸堤防の整備も着実に推進すること。

四 市町村が津波防災地域づくりの推進のための事業を実施するに当たっては、地域の実情に応じた自主的な取組が可能となるよう、市町村の要望を踏まえ制度の弾力的な運用に努めるとともに、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援措置を積極的に講ずること。

五 津波浸水想定の設定に当たっては、国が責任を持つて、都

道府県に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援

措置を積極的に講ずること。

六 津波災害特別警戒区域の指定に当たっては、地域住民の意向を十分に踏まえるとともに、地域の現況や将来像を十分に勘案すること。

七 津波避難建築物の容積率規制の緩和を行った際には、要件とされている用途に利用されていることを随時確認するとともに、法律違反があれば、立入検査等を含めて適切に対応するよう、特定行政庁に対し、明確な運用基準を示すこと。

八 津波による人的災害を防止・軽減するため、避難施設・避難路等の確保を積極的に支援するとともに、夜間における情報伝達体制や避難経路の確保に十分配慮すること。

九 津波による浸水が想定される地域の住民の円滑な避難を確保するため、津波観測体制の整備を図るとともに、住民のより迅速な避難につながる津波警報の在り方について検討を行うこと。

十 国土交通大臣が実施する特定緊急水防活動が設けられた趣旨を踏まえ、一層の水防団員の確保に努めるとともに、水防団員の安全性の確保、財源の確保など所要の措置を講ずること。